

広島県収受	
第	号
30.4.-3	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
平成30年3月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集（Q&A）
について（その2）

医療用医薬品の添付文書等の記載要領は、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」（平成29年6月8日付け薬生安発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知）により示しています。今般、医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集（Q&A）（その2）を、別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知徹底方ご配慮をお願いします。

